

利根町告示第 4 8 号

平成 2 3 年第 2 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 5 月 2 4 日

利根町長 遠 山 務

1 . 招 集 の 日 平成 2 3 年 6 月 3 日

2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

平成 2 3 年第 2 回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	6 . 3	金	本 会 議	開会 提出議案説明・報告（一部採決）	午前10時
2	6 . 4	土	休 会	議案調査	
3	6 . 5	日	休 会	議案調査	
4	6 . 6	月	休 会	議案調査	
5	6 . 7	火	休 会	議案調査	
6	6 . 8	水	本 会 議	一般質問（ 5 人 ）	午前10時
7	6 . 9	木	本 会 議	一般質問（ 4 人 ）	午前10時
8	6 . 10	金	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成 2 3 年第 2 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

平成 2 3 年 6 月 3 日 午前 1 0 時開会

1 . 出席議員

1 番	新 井 邦 弘 君	7 番	高 橋 一 男 君
2 番	花 嶋 美清雄 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	船 川 京 子 君	9 番	今 井 利 和 君
4 番	高 木 博 文 君	1 0 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	守 谷 貞 明 君	1 1 番	白 旗 修 君
6 番	坂 本 啓 次 君	1 2 番	五十嵐 辰 雄 君

1 . 欠席議員

な し

1 . 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠 山	務 君
総 務 課	長	飯 田	修 君
企 画 財 政 課	長	秋 山	幸 男 君
税 務 課	長	坂 本	隆 雄 君
ま ち づ く り 推 進 課	長	高 野	光 司 君
住 民 課	長	木 村	克 美 君
福 祉 課	長	師 岡	昌 巳 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		石 塚	稔 君
環 境 対 策 課	長	蓮 沼	均 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		矢 口	功 君
経 済 課	長	菅 田	哲 夫 君
都 市 建 設 課	長	飯 塚	正 夫 君
会 計 課	長	鈴 木	弘 一 君
教 育	長	伊 藤	孝 生 君
学 校 教 育 課	長	鬼 沢	俊 一 君
生 涯 学 習 課	長	石 井	博 美 君
水 道 課	長	福 田	茂 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江理子

1. 会議録署名議員

3 番	船 川 京 子 君
4 番	高 木 博 文 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成 2 3 年 6 月 3 日（金曜日）

午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の件
- 日程第 3 報告第 2 号 平成22年度利根町一般会計継続費の繰越について
- 日程第 4 報告第 3 号 平成22年度利根町一般会計繰越明許費について
- 日程第 5 報告第 4 号 平成22年度利根町一般会計事故繰越しについて
- 日程第 6 報告第 5 号 平成22年度利根町国民健康保険特別会計事故繰越しについて
- 日程第 7 報告第 6 号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第 8 報告第 7 号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計事故繰越しについて
- 日程第 9 議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第38号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第39号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第40号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議案第41号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 議案第42号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議案第43号 利根町監査委員の選任について
- 日程第16 議案第44号 利根町災害見舞金支給の特例に関する条例
- 日程第17 議案第45号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第18 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の件
日程第 3 報告第 2 号
日程第 4 報告第 3 号
日程第 5 報告第 4 号
日程第 6 報告第 5 号
日程第 7 報告第 6 号
日程第 8 報告第 7 号
日程第 9 議案第 37 号
日程第 10 議案第 38 号
日程第 11 議案第 39 号
日程第 12 議案第 40 号
日程第 13 議案第 41 号
日程第 14 議案第 42 号
日程第 15 議案第 43 号
日程第 16 議案第 44 号
日程第 17 議案第 45 号
日程第 18 休会の件

午前 10 時 00 分開会

○議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 2 回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成 23 年 2 月分から 4 月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、

3 番 船 川 京 子 さん

4 番 高 木 博 文 君

を指名いたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの通算8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月10日までの8日間に決定しました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

○議長（五十嵐辰雄君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第2回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最初に、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端等を申し述べたいと思います。

初めに、3月11日に起きました東日本大震災に触れますと、5月31日現在、警察庁の発表では、亡くなられた方が1万5,281名、また行方不明の方が8,492名とされております。改めまして、亡くなられた方々には衷心によりお悔やみを申し上げますとともに、約2カ月半以上が経過した現在でも行方がわからなくなっている方々におかれましては、一刻も早く消息がつかめますことをお祈り申し上げます。また、被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

続いて、利根町の被害状況の概要でございますが、さきの5月の臨時議会でも触れましたが、新たな情報を含め重立ったものを改めて申し上げますと、5月31日現在ですが、家屋の被害は1,102件となります。内訳は全壊が22件、大規模半壊が29件、半壊が45件、一部損壊が1,006件という被害状況となっております。

ライフラインの一つである上水道関係では、地震発生当時ですが、地震による停電や県企業局の送水管の損壊で送水が不能となり、給水区域全域、戸数にしますと6,377戸が断水となりました。発生直後から、停電の中、そして強い余震が続く中、職員が一丸となって懸命な給水活動を行い、また、遠方の京都市から駆けつけてくださいました京都市上下水道局水道部の方々の心強いご支援もいただきながら、飲料水の配給活動を行った経緯がございます。最終的には3月17日には断水が解消し、給水区域全域で給水ができました。

また、河川の堤防被害の状況について申し上げますと、利根川下流河川事務所の話では、

取手から銚子までの河川堤防の被害箇所は合計で208カ所あり、利根町のエリアでございますが、5月下旬で仮復旧が完了し、11月から来年3月までの間に本復旧する予定と伺っております。応急復旧の進捗状況について6月1日に再確認しましたところ、利根町エリアの応急復旧はおおむね5月末で完了したとのことでございます。

次に、原発事故による放射線量に触れますと、茨城県原子力安全対策課のホームページにおいても既に公表されている数値でございますが、利根町役場玄関前で測定された放射線量率の測定結果は、5月11日が0.148マイクロシーベルト毎時、5月25日が0.131マイクロシーベルト毎時となっております。この測定結果からしましても非常に低い測定値であることから、放射線による健康への影響はないレベルと考えております。

町としましては、国や県の具体的な支援策の動向を見守りながら、引き続き町民の皆様方の各種相談や生活支援に反映できるよう災害関連情報の収集に努めるとともに、今後におきましても各分野、各方面における本格的な復旧に取り組んでいきたいと考えております。

さて、国内の経済雇用状況について触れますと、内閣府は5月の月例経済報告において、景気は東日本大震災の影響によりこのところ弱い動きとなっていると、持ち直しつつあった景気判断を一部修正し、また、失業率が高水準にあるなど、雇用情勢が依然厳しい状況にあるとしております。

また、全国の雇用情勢を見ますと、総務省が最近発表した4月の完全失業率は、東日本大震災で深刻な津波被害が出た岩手、宮城、福島を除きますと、3月より0.1ポイント悪化し4.7%と6カ月ぶりに厳しい値となっております。

厚生労働省による4月の有効求人倍率を見ましても、3月より0.02ポイント低下し0.61倍と、1年5カ月ぶりに悪化するなど、依然として厳しい雇用情勢が続いており、先行きについても震災の影響で厳しさが増すのではないかと懸念されているところでございます。

こうした厳しい社会情勢の中、利根町におきましても平成23年度予算がスタートし、はや2カ月が経過いたしました。今年度は子育て支援、健康づくり、旧利根中跡地の有効活用に重点を置いた事業を行うなど、新たなまちづくりの推進に向け、さきの大震災の復旧とともに各種事業を開始したところでございます。

現在実施されている事業の主な状況等を申し上げますと、福祉、医療、子育て支援関連におきましては、子育て支援で町単独事業である子育て応援手当支給事業、第2子50万円、第3子以降100万円を支給する事業でございますが、これを引き続き実施しております。

また、昨年度から子供の対象年齢を小学3年生、住民税非課税世帯においては中学3年生まで引き上げ、医療費の無料化を開始したところでありますが、本年度は対象を小学校3年生から小学校6年生まで拡大し、さらなる経済的負担軽減を図っているところでございます。

また、子供たちに読書の習慣を根づかせ、児童の健全育成を図ることを目的に、本年度からブックスタート事業を開始いたします。このブックスタート事業につきましては、現在のところ8月の健診時からの実施を予定しているところでございます。

そして、子育て環境の充実と並行して人口減対策にも視点を置いた新たな取り組みとして、空き家活用促進事業をスタートさせております。現在ですが、町のホームページに事業概要、登録要件等を掲載するなど、事業を開始したところでございます。

続きまして、都市基盤等生活基盤づくり関連につきまして申し上げますと、利根浄化センター周辺生活環境施設整備事業を引き続き実施するとともに、特に雨が集中的に降ると冠水してしまう農免道路の押付新田地内の延長200メートルの冠水部分の修繕工事を実施します。

また、新規事業として、利根川の桜づつみ堤防部分における足裏健康歩道設置を実施いたします。

また、上下水道関係では、平成23年度は県南水道企業団への加入に向けて、その最終段階に入ります。本年度は既に着工している老朽給水管の布設替え事業や加納新田地区配水管の布設工事を推進してまいります。

下水道関係におきましては、引き続き羽根野地区污水管渠敷設工事を実施します。

次に、総合振興計画とまちづくり関連に触れますと、平成23年度は第4次利根町総合振興計画の4期基本計画策定のスタートの年になります。平成24年度に行う計画の策定に向け、まずは住民意識調査を実施するに当たり、その内容を検討する作業に入ります。

また、まちづくり関係では、タイケン学園の大学開設と並行しながら、旧利根中学校跡地の一部を利用した農産物直売所等の開設に向け、さらなる検討を重ねてまいります。この点につきましては、来週行われる一般質問でも数人の議員の方から通告をいただいておりますので、またそのときにご説明をしていきたいと思いますが、引き続き学校跡地等の町有地の有効活用につきましては、関係団体や住民の皆様方と協働で利活用の実現化に向けたさらなる検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではありますが、町政の一端等につきまして申し上げましたが、こうした事業のほかにも地域医療や環境廃棄物減量、そして農地基盤の整備や商業の活性化、教育環境の充実など重要な課題が山積しております。

また、本年度は今回の大震災の本格的な復旧にも当たらなければなりません。町民の皆様方の声をお聞きしながら、必要性や緊急性、そして費用対効果等も十分に見極め、今後の町政運営に努めていきたいと考えておりますので、議員の皆様方にも今後とも引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が6件、専決処分が1件、条例改正が3件、補正予算が4件、人事案件が1件の合計15件のご審議をお願いするものでございます。

報告第2号は、平成22年度利根町一般会計継続費の繰越についてで、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであります。

報告第3号は、平成22年度利根町一般会計繰越明許費についてで、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

報告第4号は、平成22年度利根町一般会計事故繰越しについて、報告第5号は、平成22年度利根町国民健康保険特別会計事故繰越しについてで、いずれも地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

報告第6号は、平成22年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費についてで、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

報告第7号は、平成22年度利根町公共下水道事業特別会計事故繰越しについてで、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をするものであります。

議案第37号は、利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてで、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第38号は、利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する規定を改めたいので提案するものであります。

議案第39号は、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が制定され、東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置が講じられたことに伴い、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例においても、同様の取り扱いに改めたいので提案するものであります。

議案第40号は、平成23年度利根町一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ2億1,710万円を追加し、総額を53億5,047万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは繰入金と町債で、歳出の主なものは民生費と災害復旧費であります。

議案第41号は、平成23年度利根町公共下水道特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、総額を3億6,412万円とするものであります。

議案第42号は、平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を1,220万5,000円追加し、総額を11億1,801万3,000円とするものであります。

議案第43号は、利根町監査委員の選任についてで、利根町大字羽中1386番地、若泉昌寿氏を利根町監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

議案第44号は、利根町災害見舞金支給の特例に関する条例で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で住家の一部が破損した被災者に対し、特例による見舞金を支給したいので提案するものであります。

議案第45号は、平成23年度利根町一般会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ

2,100万円を追加し、総額を53億7,147万8,000円とするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明をいたしました。詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、何とぞご適切なるご判断を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（五十嵐辰雄君） 総括説明が終わりました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、報告第2号 平成22年度利根町一般会計継続費の繰越についてから、日程第8、報告第7号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計事故繰越しについてまで6件の報告を求めます。

報告第2号から報告第4号までの3件について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、報告第2号 平成22年度利根町一般会計継続費の繰越につきまして補足してご説明申し上げます。

この継続費の繰り越しにつきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものでございます。

款2 総務費、項2 徴税費、事業名が平成24年度固定資産税評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託でございます。この事業は、平成21年度から23年度までの3カ年の継続事業でございます。継続費の総額1,506万9,000円のうち、平成22年度の予算額は931万1,000円で、支出済額が746万1,720円、残額の184万9,280円を翌年度に繰り越しをするものでございます。

続きまして、報告第3号 平成22年度利根町一般会計繰越明許費について補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、事業名が予防接種事業（子宮頸がん等予防接種）でございます。これにつきましては、平成23年2月1日から事業を開始いたしましたが、子宮頸がんのワクチンにつきましては、供給量が十分でなかったこと、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては、厚生労働省から予防接種を見合わせる内容の通知があったことから、対象者に対する予防接種を終了することができないため、翌年度に繰り越しをするものでございます。

2番目の款6 商工費、項1 商工費、事業名が消費者行政啓発推進事業でございます。これは消費者行政の啓発を行うためのパンフレットの購入費でございます。平成22年度内に完了することができないために翌年度に繰り越しをするものでございます。

3番目が款7 土木費、項2 道路橋梁費、事業名が道路維持工事事業でございます。これは、平成22年10月8日に閣議決定されました国の緊急経済総合対策の地域活性化のニーズに応じた対策事業で、町道1057号線の道路整備の事業でございます。平成22年度内に事業

が完了できないために繰り越しをするものでございます。

4 番目が款 7 土木費、項 3 河川費、事業名がスーパー堤防整備事業でございます。これは、スーパー堤防整備のために土地や家屋等の移転補償を行うもので、家屋の解体がおくられて補償費用の支払い手続ができず、事業が平成22年度内に完了できないことから、翌年度に繰り越しをするものでございます。

5 番目が、款 9 教育費、項 2 小学校費、事業名が小学校教育助成事業でございます。これは各小学校に図書等の購入をいたしまして、図書等の整備充実を図るためのもので、事業が平成22年度内に完了することができないために繰り越しするものでございます。

6 番目は、同じく項 2 小学校費、事業名が小学校建設事業でございます。これは、耐震補強工事が施工されていない文小学校の校舎等の耐震補強工事を行うもので、平成22年度内に事業が完了できないために繰り越しをするものでございます。

7 番目は項 3 中学校費、事業名が中学校教育助成事業でございます。これは、利根中学校に図書等の購入をいたしまして、図書等の整備充実を図るもので、事業が平成22年度内に完了できないため繰り越しをするものでございます。

8 番目は項 4 社会教育費、事業名が図書館管理・運営事業でございます。これは、利根町図書館に図書等の購入をいたしまして図書等の整備充実を行うもので、同じく事業が平成22年度内に完了できないことから繰り越しをするものでございます。

次に、9 番目から11番目までは款13災害復旧費で、3月11日に発生いたしました東日本大震災により被災しました町道などの公共土木施設災害復旧事業、学校及び公民館などの文教施設災害復旧事業及び庁舎などの公共施設災害復旧事業で、それぞれの事業が平成22年度内に完了することができないため繰り越しをするものでございます。

続きまして、報告第4号でございます。平成22年度利根町一般会計事故繰越しについて補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりご報告申し上げます。

まず、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名が交通安全対策事業（22道維第13号交通安全施設整備工事）でございます。この事業につきましては、東日本大震災により工事箇所が被害を受けまして復旧に時間が必要になったこと。また、資材の購入等が困難で事業が平成22年度内に完了できないために繰り越しをするものでございます。

2 番目は款 8 消防費、項 1 消防費で、事業名が防災行政無線（移動系）設備更新工事でございます。こちらも東日本大震災により無線設備製造の宮城県仙台工場が被害を受けまして無線設備の製造までの復旧に時間が必要になったことや、部品の納入などが困難になり、事業が平成22年度内に完了できないため繰り越しをするものでございます。

以上でございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 次に、報告第5号について、保険年金課長兼国保診療所事務長

矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、報告第5号 平成22年度利根町国民健康保険特別会計事故繰越しにつきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、平成22年度利根町国民健康保険特別会計のうち、直診勘定にかかわる事故繰越しを繰越ししようとするもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

内容でございますが、款1総務費、項1施設管理費、事業名としましては国保診療所維持管理工事でございます。本工事は、国保診療所北側の壁に取りつけられておりますガラスブロックから、経年劣化によります雨漏り等があるため、漏水修繕工事としまして平成23年2月17日から3月28日までの工期で工事を行ったものでございますけれども、3月11日に発生しました東日本大震災によりまして建物外周部に陥没等の被害がございまして、地中に埋設されていた配水管が損傷するとともに、当該工事用の作業足場も壊れたもので、また引き続き余震等が多発している状況であったことから、年度内に工事が終了できなかったために事故繰越しとして取り扱ったものでございます。

翌年度繰越額及び財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 次に、報告第6号及び報告第7号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

○都市建設課長（飯塚正夫君） 報告第6号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について補足説明いたします。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容でございますが、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金341万9,000円の繰越しであります。

繰越し理由でございますけれども、県事業が年度内に完了しなかったために23年度に繰越ししたものでございます。

続きまして、報告第7号 平成22年度利根町公共下水道事業特別会計事故繰越しについて補足説明をいたします。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をするものでございます。

繰越し事業が三つありまして、一つ目でございますけれども、雨水路改修工事でございます、2工区発注した分の1工区分でございます。工事場所でございますが、早尾地区のわくわく広場のわきの雨水路改修工事でございます、地震により製品工場が被災したために納品がおくれたことにより繰越ししたものでございます。

二つ目が羽根野台地区のマンホールのふたの交換工事であります。町内業者が請け負っておりまして、地震の災害復旧を優先するよう指示したために年度内の完了ができなかつ

たことから、繰り越したものでございます。

三つ目が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金でありまして、説明にありますとおり、県の工事が完了しなかったことから繰り越したものでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 以上で、報告第2号から報告第7号までの報告が終わりました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

○税務課長（坂本隆雄君） それでは、議案第37号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足して説明申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり4月27日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

参考資料の新旧対照表をもって説明したいと思います。

今回の改正は、東日本大震災に係る震災特例法でございます。利根町税条例の附則に次の3条を加えるものです。

1ページでございます。

第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例についてでございます。

第1項にあります特例損失金額というのは、東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失の金額から保険金等を除いたものでございます。この特例損失金額を特例で納税義務者の選択により平成22年分の総所得金額から雑損控除として控除できることとしたもので、平成23年度の町民税での適用を可能とするものでございます。

東日本大震災は平成23年3月11日に発生したもので、通常の雑損控除であれば平成23年分所得から控除するもので、平成24年度の町民税での適用となるものでございます。

また、平成22年分と選択した場合は、平成24年度以後はこの特例損失金額は平成23年に生じなかったものと見なすようになります。

第2項につきましては、第1項の特例損失金額とは別の雑損失金額が平成24年以後に生じた場合の控除の順序等を定めたものでございます。

第3項にあります親族資産損失額というのは、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で、扶養となっている者の保有する資産について生じた損失の金額でございまして、特例損失金額として同様に選択によりまして平成22年分所得から雑損控除として控除できるものでございます。

2ページの方に移りまして、第4項は、第3項の親族資産損失額とは別の親族雑損失金額が平成24年以後に生じた場合の控除の順序等を定めたものでございます。

第5項につきましては、第1項の特例を受ける場合の町民税の申告書の記載について定めたものでございます。

第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例についてでございます。住宅ローン控除の適用住宅が東日本大震災により居住できなくなった場合においても、平成25年度分町民税以降の控除対象期間の残りの期間についても引き続き全額控除を適用できることとしたものでございます。

3ページに入りまして、第24条、これは東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてでございますが、固定資産税の特例といえますのは、住宅用地に対する課税標準の特例措置でございます。200平米以下の小規模住宅用地の課税標準額を6分の1に、200平米を超える一般住宅用地、家屋の床面積の10倍まででございますが、これを3分の1に軽減するもので、東日本大震災で被災した住宅用地につきまして、この特例を受けようとする者がすべき申告書、申出書の提出について定めたものでございます。

第1項は、土地区画整理事業の仮換地等についてございまして、仮換地等に対応する従来の土地が被災住宅用地である場合、平成23年度における従前の土地、これは被災住宅用地の所有者を仮換地等の所有者と見なされたときは、この仮換地等自体を被災住宅用地と見なして特例措置が受けられるため、この換地等の所有者と見なされた者が町長に提出しなければならない申告書の事項を定めたものでございます。

4ページの方に入りまして、第2項は、住宅用地の特例措置を受ける被災住宅用地の固定資産税につきまして、平成24年度から33年度分は住宅用地としての申告は不要としたものでございます。

5ページの方で、第3項は、被災した分譲マンションの敷地でございます。複数で共用していた土地である特定被災共用土地に係る固定資産税額につきまして、共用していた土地の持ち分の割合によって案分した額を納付する申し出をする場合は、特定被災共用土地の納税義務者の中の代表者が町長に提出するという申出書の事項について定めたものでございます。

第4項につきましては、仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地と見なされた場合の固定資産税額の案分の申し出について定めたものでございます。

最後に附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第23条は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第37号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第10、議案第38号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

○総務課長（飯田 修君） それでは、議案第38号 利根町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今般の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、育児休業及び部分休業等に関する規定が改定されたため、利根町職員の育児休業等に関する規定を改めたいので提案をするものでございます。

利根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年利根町条例第7号）の一部を次のように改正する。この説明につきましては、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

第2条ですが、第2条は育児休業をすることができない職員を規定したもので、第2条第2号の次に次の2号を加えるものでございます。

第3号ですが、非常勤職員が介護休暇または育児休業等をした場合、その職員がかけている期間に短時間勤務職員として採用された職員は、育児休業をすることができないとするものでございます。

第4号は、ア、イ、ウとございますが、これは育児休業をすることができる非常勤職員について規定しているものでございまして、アからウのいずれかに該当する非常勤職員以外は育児休業をすることができないと規定しているものでございます。

アの（イ）ですが、1年以上引き続き在職した非常勤職員、（ロ）は、養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き在職が見込まれる非常勤職員、（ハ）は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員。

イですが、第2条の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員は、育児休業をすることができるとしているものでございます。

次のページのウにつきましては、非常勤職員の任期の最後の日に育児休業をしていて、任期の更新または引き続き採用された場合でも、更新された日から新たに育児休業をしようとする者は育児休業ができるとしております。

次に、第2条の次に第2条の2を加えるものです。

育児休業法第2条第1項の条例で定める日についてですが、育児休業の期間の末日を定めるもので、第1号は、次の第2号、第3号に掲げる場合以外の場合は1歳の到達日まで

と規定しております。

第2号ですが、非常勤職員の配偶者が育児休業をしていて非常勤職員が育児休業をしようとする場合は、1歳2カ月に達する日まで認めるというものです。

第3号は、1歳到達日の翌日から育児休業をする場合で、次のアとイのいずれにも該当する場合は1歳6カ月までとするものでございます。

アですが、1歳到達日に非常勤職員本人または配偶者が育児休業をしている場合、イは1歳を過ぎた期間についても特に必要と認められる場合として、規則の定めに該当する場合。

次のページをお願いいたします。

改正後におきまして、第2条の次に第2条の2を加えましたことから、現行の第2条の2を第2条の3と改めるものでございます。

第3条ですが、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情、これについて定めております。これは、一度育児休業をした当該子について、特別の事情があれば再び育児休業ができるとしているもので、第5号の次に次の2号を加えるものでございます。

第6号は、先ほどの第2条の2第3号に該当する場合。

第7号は、非常勤職員の任期が更新されることに伴い、更新される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合は、特別の事情に加えるものでございます。

第16条ですが、部分休業をすることができない職員を規定してございます。

部分休業につきましては、小学校就学前の子を養育するための制度でございますが、第2号を追加することに伴います規定の整理と部分休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員について、第2号の規定を追加するものでございます。

アは、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、イは、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮いたしまして規則で定める非常勤職員と規定するものですが、これは、今般の育児休業法改正前においては、法律で部分休業ができない職員として規定されていた非常勤職員に含まれておりましたけれども、今回の改正で非常勤職員に部分休業を認めることとしたことを受けまして、運用の状況に照らして、このアとイに該当する非常勤職員以外は、部分休業をすることができないと定めたものでございます。

第17条部分休業の承認ですけれども、第1項は、非常勤職員について部分休業をすることができるとしたことに伴う規定の整備でございます。

第2項ですが、第3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設したことに伴います字句の整理でございます。

第3項ですが、非常勤職員の部分休業の承認は、次のページになりますけれども、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内、最長2時間の範囲内で行うものと規定

するものでございます。

最後に附則ですけれども、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第38号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、議案第39号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

○福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第39号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますとおり、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）の制定により、東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特別措置が講じられたことに伴いまして、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例においても同様の取り扱いに改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、条文の最初の附則におきまして、現行では、「附則、この条例は公布の日から施行する」となっておりますが、改正案でございますが、附則に見出しとして（試行期日）を付し、附則第1項と改めるものでございます。その後（東日本大震災に対処するための災害援護資金の貸付要件等の特例）の見出しを付し、第2項、第3項を加えるものでございます。

第2項を朗読いたします。

第2項 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けたもので東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年度特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付に係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条

中「年３％」を「年１.５％（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする、と改めるものでございます。

この附則第２項でございますが、償還期間等についての特例でございますが、ここでもう第１３条第２項でございますが、償還期間を１０年から１３年に、据え置き期間はそのうち３年とあるものを６年に改めるものでございます。

なお、令第７条厚生労働大臣が被害の程度その他事情を勘案して定める場合は、据え置き期間が５年とあるものを８年に改めるものでございます。

また、第１４条につきましては利率でございますが、据え置き期間中は無利子とし、据え置き期間経過後はその利率を、延長の場合を除き年３％とするとあるものを年１.５％、保証人を立てる場合にあっては無利子とすると改めるものでございます。

次に、第３項でございますが、前項の災害援護資金の貸付に係る償還免除及び保証人については、第１５条第３項の規定にかかわらず、平成２３年特別法第１０３条第１項の規定により読み替えられた法第１３条第１項及び平成２３年特別令第１４条第７項の規定によるものとするものでございますが、これは第３項につきましては償還等の規定でございますが、法第１３条第１項は災害援護資金の貸付を受けた者が死亡したとき、または精神もしくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還を免除することができる。ただし保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合は、この限りでないとするものでございます。

また、平成２３年特別令第１４条第７項の規定でございますが、これは災害弔慰金で第８条で言います災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならないという規定は適用しないということで、保証人を立てなくても貸し付けが受けられるとするものでございます。

最後に附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の利根町災害弔慰金の支給等に関する条例は、平成２３年３月１１日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第３９号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の６月１０日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前１１時０３分休憩

午前 11 時 12 分開議

○議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第12、議案第40号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第2号）から、日程第14、議案第42号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第12、議案第40号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第2号）から、日程第14、議案第42号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第1号）のまでの3件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

それでは、議案第40号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第40号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足してご説明申し上げます。

まず、5ページをお開き願います。

第2表地方債の補正でございます。

起債の目的は災害援護資金貸付債で、本定例会にご提案申し上げてございます議案第39号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の規定により、被災者に対しまして災害援護資金の貸し付けをする財源とするため、限度額を5,950万円として補正するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、起債のとおりでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15財産収入、目1不動産売払収入で3,077万6,000円を補正するものでございます。節1土地売払収入につきましては、福木1294番地、地目雑種地、面積が576平方メートルの町有地の売買によるものでございます。

節2建物売払収入は、本年2月14日に臨時議会におきまして議決をいただき契約をいたしました学校法人に対しての旧利根中学校、旧布川小学校の校舎、体育館などの建物の売買に伴うものでございます。

次に、款16寄附金、目3民生費寄附金で61万円を計上するものでございます。これは、災害見舞金寄附金としまして全国町村議会議長会様外2件の寄附がございましたものでございます。

また、目4教育費寄附金は50万円を計上するものでございます。これは、東京書籍株式

会社様から寄附をいただいたもので、それぞれ指定をされましたものに充てるものでございます。

次に、款17繰入金、目1 財政調整基金繰入金で1億1,570万7,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため基金から繰り入れをするものでございます。

次に、款19諸収入、目3 雑入で1,000万7,000円を増額するものでございます。これは、雇用保険個人負担金立替分と、茨城県市町村振興協会からの災害見舞金を計上したものでございます。

次に、款20町債、目4 民生債で5,950万円を計上するものでございます。これは、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の規定によりまして、被災者に対して災害援護資金の貸し付けを行うための財源とするため計上したものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 議会費、目1 議会費で14万円を増額するものでございます。これは、議員5人分の防災活動服を購入するための経費を見込んだものでございます。

続いて、款2 総務費、目5 財産管理費で496万円を増額するものでございます。これは、利根地区基盤整備事業で創設換地されました立木4534番地の町有地につきまして、現状の形状と地籍図とが異なるため、その整合性を図り、土地の利活用を進めるため測量業務の経費を見込んだものでございます。

次に、款3 民生費、目1 社会福祉総務費で5,950万円を増額するものでございます。これは歳入でもご説明申し上げましたとおり、被災者に対しての災害援護資金の貸し付けを行うため計上したものでございます。

次に、款5 農林水産業費、目3 農業振興費で7万3,000円を計上するものでございます。これは、原子力発電所の事故による農産物等の出荷停止などを理由に農業災害資金の借入れをしまった農業者に対して、利子補給を行うための補給金を見込んだものでございます。

続きまして、次のページで款7 土木費、次の款8 消防費、それから、次の款9 教育費の三つにつきましては、それぞれ公共土木施設復旧事業、文教施設復旧事業及びその他復旧事業の業務に対します時間外勤務手当を見込んだものでございます。

次に、款9 教育費、項4 社会教育費、目2 公民館費で133万8,000円を増額するものでございます。これは、用務員として臨時職員を雇用するための経費を見込んだものでございます。

続きまして、次のページになります。

款11諸支出金、目5 利根町義務教育施設整備基金費で1,260万円を増額するものでございます。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、旧利根中学校及び旧布川小学校の校

舎、体育館の建物を売買いたしまして収入がございました。この財産処分につきましては、学校等の校舎等について公立学校施設整備費補助金等をいただきまして整備をいたしました関係で、財産を処分するに当たりましては文部科学大臣の承認を得て処分をいたします。この財産処分の承認の条件といたしまして、国庫に返納することになります国庫補助金の相当額以上を町内の学校施設整備に要する経費に積み立てることを目的に、財産処分の承認の日から１年以内に基金として積み立てて適正に運用することとされているため、今回積み立てをするものでございます。

続きまして、款13災害復旧費、目１災害復旧費で１億3,718万9,000円を計上するものでございます。これは、公共土木施設災害復旧事業は主に利根ニュータウン内の道路ほかの本復旧工事、町道104号線などの排水整備や道路陥没箇所の本復旧工事、それから、用排水路ボックス周辺の段差解消のための本復旧工事等の復旧を見込んだものでございます。

文教施設災害復旧事業は、主なものといたしまして、文小学校体育館の照明保護用ネット及び校舎トイレなどの施設の本復旧工事費を見込んだものでございます。

その他公共施設災害復旧事業は、庁舎などの本復旧工事費を見込んでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第41号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

○都市建設課長（飯塚正夫君） 議案第41号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について、補足説明いたします。

４ページをお開きください。

歳出でご説明いたします。

公共下水道維持管理費を300万円補正するものでございます。これは、地震による災害復旧に対応するために補正するものでございまして、今でも被害が新たに発生をしている状況でございます。それに対応するために300万円を補正するものでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第42号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

○水道課長（福田 茂君） それでは、議案第42号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第１号）につきまして補足してご説明いたします。

２ページの方をお開きください。

予算の実施計画に基づいてご説明いたします。

第３条予算の支出の部でございますが、款１水道事業費、項１営業費用、目１原水及び浄水費で520万5,000円の増額をするものでございます。これは委託料でございまして、東京電力福島第一原発の事故の影響によりまして水道水中の放射能濃度測定検査委託料でございます。１検体当たり３万1,500円で70検体分、220万5,000円を補正するものでございます。

その下の水道事業統合に伴う井戸及び浄水施設撤去工事設計業務委託300万円につきましては、平成24年度の事業統合後に実施します浄水施設等の撤去工事の工期を短縮するため、今年度中にその設計業務を委託するために今回補正するものでございます。

次に、目2配水及び給水費で700万円を増額するものでございます。これは、このたびの震災によって浄水場から布川台の高架タンクに水道水を送っている口径350ミリメートルの送水管が浄水場内で破損し漏水が発生したため、その修繕工事費600万円と工事に伴う材料費100万円を補正するものでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第40号から議案第42号までの3件について、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第15、議案第43号 利根町監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により若泉昌寿君の退場を求めます。

〔10番若泉昌寿君退場〕

○議長（五十嵐辰雄君） 補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

○総務課長（飯田 修君） それでは、議案第43号 利根町監査委員の選任について、補足してご説明申し上げます。

これは利根町議会議員のうちから選任すべき監査委員につきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案をするものでございます。利根町監査委員に下記の者を選任したいので同意を求めるものでございます。

- 1 住 所 利根町大字羽中1386番地
- 2 氏 名 若泉昌寿氏
- 3 生年月日 昭和17年5月13日

以上でございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第43号 利根町監査委員の選任ついてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで若泉昌寿君の入場を求めます。

〔10番若泉昌寿君入場〕

○議長（五十嵐辰雄君） ただいま監査委員に選任されました若泉昌寿君のあいさつをお願いいたします。

〔監査委員若泉昌寿君登壇〕

○監査委員（若泉昌寿君） ただいまは利根町の監査委員に選任していただき、本当にありがとうございます。

私、4年前になりますが、稲敷地方市町村圏事務組合におきまして2年間経験がございますので、その経験を生かしこの職務を全うしたいと思いますので、皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第16、議案第44号 利根町災害見舞金支給の特例に関する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

○福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第44号 利根町災害見舞金支給の特例に関する条例について、補足してご説明申し上げます。

その前に申しわけございませんが、資料の一部訂正をお願いいたします。

参考資料でございますが、参考資料の見出し「利根町災害見舞金支給の特例に関する条例施行規則」の後に（案）を加えていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

それでは、まず初めに提案理由でございますが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で住家の一部が破損した被災者に対し、特例による見舞金を支給するため条例を制定したいので提案するものでございます。

第1条でございますが、この条例の目的を定めております。

第1条 この条例は、平成23年3月11日（以下「被災日」という。）に発生した東日本大震災により住家が被災した者で、利根町災害見舞金等支給条例（平成15年利根町条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に該当しない者に対する災害見舞金（以下「特例見舞金」という。）を特例として支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

次に、第2条ですが、第2条は住家の定義を定めております。第2条 この条例において「住家」とは、被災日において現に居住していた住宅とする、というものでございます。

第3条は支給対象者を規定するものでございます。第3条 特例見舞金の支給対象者は、被災した住家に対し町が公布する災害証明書の判定が一部破損であり、被災日において条例第3条に規定する住所要件を満たす世帯主とする。

この条例第3条でございますが、この住所要件につきましては、災害発生時に本町において住民基本台帳法により住民基本台帳に記録されている者、または外国人登録法により登録されている者と定められております。

次に、第4条ですが、特例見舞金の額を定めるものでございまして、特例見舞金の額は、1世帯当たり1万円とするものでございます。

第5条は、申請期間を定めるものでございまして、特例見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定める期間内に町長に申請するものとする。なお、参考資料の条例施行規則によりまして、第2条でございますが、特例条例第5条に規定する申請期間は平成23年7月1日から同年8月31日までとすると定めるものでございます。

次に、第6条でございますが、第6条は適用規定でございまして、支給決定、支給の取消または変更及び災害見舞金の返還につきましては、条例第7条から第9条までの規定を適用するものでございます。

第7条は委任でございまして、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則としまして、第1項、施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行する。

第2項としまして、この条例の失効でございますが、この条例は、平成23年8月31日限り、その効力を失う。

以上で説明を終わります。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第44号について、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第17、議案第45号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第45号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入でございます。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金で2,100万円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるために基金から繰り入れをするものでございます。

続いて、歳出でございます。

款3民生費、目1社会福祉総務費で2,100万円を増額するものでございます。これは、東日本大震災によって住宅に被害を受けました世帯の世帯主に対しまして、本議会定例会にご提案されております議案第44号 利根町災害見舞金支給の特例に関する条例に規定されております特例見舞金を支給するため、必要な費用を見込んだものでございます。

○議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第45号については、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（五十嵐辰雄君） 日程第18、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日6月4日から6月7日までの4日間は、議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐辰雄君） ご異議なしと認めます。したがって、あす6月4日から6月7日までの4日間は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は6月8日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 40 分散会